

審 第 4 4 9 号 - 1
答 申 第 6 4 6 号
令 和 8 年 4 月 2 1 日

千葉県教育委員会教育長 杉 野 可 愛 様

千葉県情報公開審査会
委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年12月8日付け松戸第300号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1175号

令和4年10月9日付けで審査請求人から提起された、令和4年8月26日付け松戸第193号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、令和4年8月26日付け松戸第193号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、出勤簿中の職員の休暇の種別・種類及び取得時間数を除く部分並びにサービス整理簿中の休暇等の種別、理由、氏名及び年次休暇前年度繰越日数欄の記載を除く部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年6月29日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例65号。以下「条例」という。）5条の規定により、実施機関に対して、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「1. 令和3年度に千葉県教育委員会職員（公立小中高等学校等職員を含む。）が失職又は分限処分・懲戒処分等（矯正措置・職務上の注意・口頭指導等一切を含む。）に付された全事案について、当該事案に関する公文書一切（当該被処分者等のてん末書・弁明・反省文等、被害者（いる場合）・関係者からの聞き取り、当該処分等についての辞令、当該事案発覚後や当該処分等を受けた後の部署の異動・降格等についての辞令（当該事案発覚後や当該処分等を受けた後に辞職した場合、辞職願・辞職を認めることについての意思決定の一切についての公文書・辞職についての辞令等）等の一切を含む（以下「請求①」という。）。2. 本日、千葉県立松戸高等学校教諭〇〇〇〇（以下「A」という。）が逮捕された事案に関する公文書一切（以下「請求②」という。）。3. Aに関する2017年度から2022年度までの出勤簿・休暇簿・超過勤務命令簿・テレワークの申請・取得に関する公文書（いずれもその正式名称を問わない。）（以下「請求③」という。）。なお、写しの交付はDVD-Rによるものとする。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、令和4年7月8日付け松戸第134号で条例13条2項の規定による期間延長通知をした後、請求③のうち「Aに対する平成29年度から令和4年度までの時間外勤務命令簿及びテレワークの申請・取得に関する旅行命令簿兼復命書について（以下「請求対象1」という。）」については開示請求に係る行政文書を作成及び取得していないことから保有していないとして、「Aに関する平成29年度から令和3年度までの出勤簿及び服務整理簿（以下「請求対象2」という。）については、Aに関する令和2年度及び令和3年度の出勤簿及び服務整理簿を特定した上で、その全部を個人の経歴に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため（2号）不開示として、本件決定を行った（以下、特定した文書を「本件対象文書」という。）。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年10月9日付けで審査請求（以下「本審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

本件決定の取消を求める。

2 審査請求の理由

「Aに関する平成29年度から令和3年度までの出勤簿及び服務整理簿」の全部が条例8条2号に該当することはあり得ない。

よって、当該処分は違法又は不当である。

第4 実施機関の弁明の要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本審査請求については、これを棄却することが相当である。

2 事案の概要について

本審査請求は、審査請求人が本件開示請求のうち請求③を請求の内容とする開示請求をしたことに対し、実施機関が請求③のうち請求対象1及び請求対象2について、本件決定をしたところ、審査請求人が前記第3 1及び2の内容で本件決定の取消しを求めた事案である。

3 本件決定の理由

(1) 不開示決定について

請求対象1について、開示請求に係る行政文書を作成及び取得しておらず、該当文書を保有していないため不開示決定としたものである。

請求対象2について、個人の経歴に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため条例8条2号に該当するとして不開示決定としたものである。

(2) 条例8条2号該当性について

ア 条例8条2号本文該当性について

条例8条2号は、個人に関する情報で特定の個人を識別し得るものについては、不開示とすることを定めている。「個人に関する情報」とは氏名等の情報に限られず、職員の健康、経歴その他当該個人と関係性を有する一切の情報が含まれる。本件対象文書を開示した場合、文書の保有の有無から職員の異動情報が推測されることが考えられる。したがって、本件対象文書は当該職員の経歴としての性質を有しており、特定の個人が識別され、当該個人と関連性を有する情報であるといえるため個人に関する情報に該当する。

イ 条例8条2号イ該当性について

本件対象文書については、人事管理上保有する情報であって公表を目的として作成又は取得した情報ではなく、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、条例8条2号イに該当しない。

ウ 条例8条2号ロ該当性について

本件対象文書については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、条例8条2号ロに該当しない。

エ 条例8条2号ハ該当性について

条例8条2号ハは、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、公務員情報であっても人事管理上保有する情報に関してはその対象とならないところ、本件対象文書については、当該職員の経歴としての性質を有しており、人事管理上保有する情報であって職務の遂行に係る情報ではないことから、条例8条2号ハに該当しない。

オ 条例8条2号ニ該当性について

本件対象文書については、食糧費の支出を伴う懇親会、説明会等に係る情報

は記録されていないことから、条例8条2号ニに該当しない。

4 弁明の内容について

審査請求人は、「Aに関する平成29年度から令和3年度まで出勤簿及び服務整理簿」の全部が条例8条2号に該当しない旨主張する。しかしながら、これらの情報は、上記のとおり、個人に関する情報であり、特定の個人を識別する情報であるから条例8条2号に該当する。よって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本審査請求の審査の対象範囲について

本審査請求は、請求①ないし請求③の開示を求める本件開示請求について、実施機関が請求③のうち請求対象1及び請求対象2に係る対象文書を特定して本件決定をしたことに対し、同決定の取消しを求めるものである。

本件決定において、上記以外の請求に係る決定が行われていないことは本件決定書には明示されていないものの、弁明書に記載された前記第4 2の説明に対し、審査請求人が特段の不服を述べていないことに加え、上記以外の請求については本件決定とは別に決定がなされ、別途、審査請求が行われていることを当審査会において確認したことから、上記以外の請求に係る決定は本審査請求の対象となっていないものと認められる。

2 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本審査請求において、本件対象文書の全部が条例8条2号該当として不開示となることはあり得ないとして、本件決定の取消しを求めている。このため、実施機関が本件対象文書を全て不開示とした決定の妥当性について、以下検討する。

実施機関は条例8条2号に該当するとして本件対象文書の全部を不開示としている。しかし、当審査会が本件対象文書を見分したところ、これらの一部に不開示情報が記録されていることは認められるものの、この部分を容易に区分して除くことは可能であり、当該部分を除いた部分については開示できるものと認められる。

実施機関は、本件対象文書を開示した場合、文書の保有の有無から職員の異動情報が推測されることが考えられ、本件対象文書は職員の経歴としての性質を有するなど弁明するが、当審査会が同文書を見分する限り、そのような主張を是認できるような

記載内容とは認められなかった。なお、職員が何年度にどの所属に在籍していたか、という情報は基本的には条例8条2号ハの公務員の職務遂行情報に該当し、履歴書等、職員の私事に関する情報として記録されているような場合を除き、原則として開示すべきものである。

このため、本件対象文書は以下の内容により、部分開示をすべきである。

(1) 出勤簿について

ア 表題及び表の項目名について

出勤簿のうち、表題及び表の項目名については不開示情報のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

イ 表題及び表の項目名を除いた部分について

出勤簿には、個々の職員の出勤、出張、休暇等の状況が1日単位で明らかになるように記載されており、日付欄に記載された各情報は、「氏名」欄の記載と結び付いていることから、特定の個人が識別され得る情報と認められる。出勤簿の不開示部分には、休暇の種別・種類及びその取得時間数が一体となって記載されており、これらの情報が日付欄ごとに不開示とされている。

出勤簿中、個々の職員の仕事の種別・種類は、公務とは直接関わりのない事柄であり職員の仕事に関する情報と認められ、この情報が記載されている欄は、条例8条2号本文前段に該当するため、不開示とすべきである。また、取得時間数は、休暇の種別・種類の記載欄に同情報と一体となって記載されており、容易に区分して除くことができないことから、この情報も不開示とすべきである。

しかし、その余の情報は、公務に従事した情報という意味において公務員の職務遂行に関する情報であり、氏名を含めて全て条例8条2号ハに該当するものと認められるため、これらの情報は開示すべきである。

よって、実施機関は、当該情報のうち職員の仕事の種別・種類及び取得時間数を除く部分を開示すべきである。

(2) 勤務整理簿について

ア 表題及び項目名（表の項目名を含む）について

当該情報は、不開示情報のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

イ 表欄外の職・氏名欄及び年次休暇前年度繰越日数について

当該情報のうち職・氏名欄の情報は、職務遂行情報と認められるため条例8条2号ハに該当し、また、Aの氏名を記載した本件開示請求（請求③）に対して本件対象文書が特定されたことからすれば、これらはすでに明らかになっている

情報と認められるため、開示すべきである。

年次休暇前年度繰越日数は、公務とは直接関わりのない事柄であって、私事に関する情報といえることができるため、条例8条2号本文前段に該当し、不開示とすべきである。

ウ 表欄外の前記ア及びイ以外の部分について

当該情報は、不開示情報のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

エ 表の項目名以外の部分について

当該不開示部分のうち決裁印、職及び取扱者印欄の記載は、公務員の職務遂行情報であり、条例8条2号ハに該当するため開示すべきである。

届出月日、月日及び日時数欄の記載は、職員が休暇等を取得した月日及び日時数並びにそれを推測させる情報であり、職員の私事に関する情報の側面は認められるものの、公務に従事しなかったことそれ自体は、やはり公務遂行に関する情報としての面があるといえるべきである。そうすると、これらの情報を開示することにより、その日に公務に従事しなかったこと自体を明らかにするとしても、公務に従事しなかった理由まで直ちに明らかになるわけではないから、私事に関する情報を開示することにはならないといえるべきである。よって、当該情報は条例8条2号ハに該当し、開示すべきである。

休暇等の種別及び理由欄の記載は、公務とは直接関わりのない事柄であり、私事に関する情報といえることができるため、条例8条2号本文前段に該当し、不開示とすべきである。

届出者の氏名欄の記載は自筆でなされており、署名と同様の形状となっている。署名は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、その形状が公開されると、これを偽造、悪用されるなどして、個人の財産等に危険が生じるおそれがある。よって、当該情報を公にすることにより、届出者個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、当該情報は条例8条2号本文前段に該当し、不開示とすべきである。なお、届出者氏名欄には届出者の印影も記載されているが、前記氏名欄の記載に重なる状態で記載されているため、この情報も不開示とすべきである。

以上のとおり、実施機関は休暇等の種別、理由、氏名及び年次休暇前年度繰越日数欄の記載を除く部分を開示すべきである。

3 附言

前記1で述べたとおり、本件決定は、本件開示請求に対し、実施機関が請求③のうち

請求対象1及び請求対象2の請求部分について決定したものであるが、決定書にはその旨の記載がなく、当該決定が請求のどの部分に対応するものであるかが明確でないという点において、その記載内容には不備があったと言わざるを得ない。

実施機関においては、一つの請求に対して一つの決定を行うことが行政処分の原則であることに留意し、やむを得ず今回のような複数の決定を行う場合にあっては、当該決定が請求のどの部分に対応する決定なのか、その趣旨が理解できるように記載するなど、決定書の適正な作成に努められたい。

4 結論

実施機関は本件決定で不開示とした情報のうち、出勤簿中の職員の休暇の種別・種類及び取得時間数を除く部分並びに服務整理簿中の休暇等の種別、理由、氏名及び年次休暇前年度繰越日数欄の記載を除く部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年12月 8日	諮問書の受理
令和8年 1月26日	審議
令和8年 2月26日	審議
令和8年 3月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
安藤 なつき	弁護士	
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)